

ISSN 2185-6249

福祉図書文献研究

No.17

2018

日本福祉図書文献学会

The Japanese Journal of Welfare Books and Literature

■巻頭言

「日本で働くということー障害のある人への雇用水増しー」 森 山 治 1

■基調講演(要旨報告)

権利擁護の実現のための弁護士によるアウトリーチについて 伊 藤 岳 3

■原著論文

宮崎県の社会事業施設・団体形成史に関する文献研究
ー特に『宮崎県社会事業要覧』を基盤としてー 井 村 圭 壯 7

認知症高齢者のBPSDに対するケアと職務満足に関する
文献検討に基づく今後の研究課題の考察 小木曾 加奈子・伊 藤 康 児 23

社会福祉活動のまっとうな評価
～マイケル・サンデル「それをお金で買いますか」から始める福祉哲学 村 上 学 37

離島地域の介護職における就労継続意識の状況とその影響要因 田 中 康 雄 49

新任介護福祉士の医療的ケアの学びの現状 平 澤 泰 子 59

介護福祉士実習指導者講習会のカリキュラム等に関する考察
ードイツにおけるPraxisanleiterの養成教育と比較してー 高 木 剛 67

■実践報告

ボランティア活動のための学びと実践 立 石 宏 昭 77

生殖医療と脱「出自」社会 宮 嶋 淳 83

養介護施設従事者による高齢者虐待防止の課題と検討 吉 田 輝 美 89

教育方法としてのNIE児童家庭福祉演習 松 井 圭 三・今 井 慶 宗 93

信頼関係を基盤とした「重度重複障害のある子どもを持つ母親」に対する
支援方法に関する事例からの検討 安 田 誠 人・倉 橋 弘・吉 弘 淳 一
丸 山 あけみ・井 村 圭 壯 97

児童家庭福祉の相談援助に関する研究 伊 藤 秀 樹・井 村 圭 壯 101

現代の保育と社会的養護の課題と検討 相 澤 讓 治・井 村 圭 壯 105

保育実践と家庭支援論の課題に関する研究 今 井 慶 宗・井 村 圭 壯 109

社会福祉の基本と課題に関する文献研究 井 村 圭 壯・相 澤 讓 治 113

実践報告

生殖医療と脱「出自」社会

Assisted Reproductive technology and Post "Origins and Roots" society

宮 嶋 淳 中部学院大学

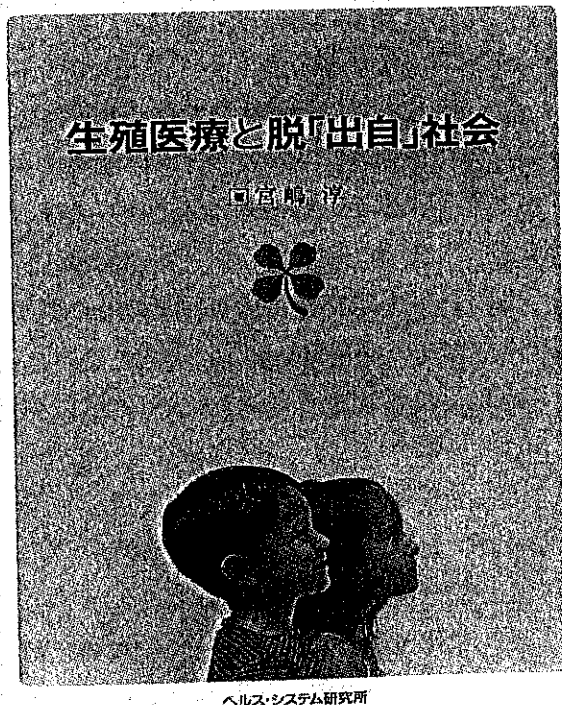
I. 研究者

(著者) 宮嶋 淳

II. 著書名

『生殖医療と脱「出自」社会』

ヘルス・システム研究所、204頁、B5版、
2017年12月(第1版第1刷)



III. 研究経緯

1. 研究の背景

「出自」に関わる幸せづくりは、全ての人々の well-beingをめざし、そのために権利擁護をタス

クとして設定する社会福祉学や、ソーシャルワーク(以下「SW」と略す。)の固有の使命であり役割である。生殖医療による「生まれ」が成立し、それによる家族がマジョリティ・コミュニティを形成していくプロセスにおいて、遺伝子操作、出生前診断や人工妊娠中絶、子宮移植等生命の選択に関わる倫理的社会的検討が必要であり、新しい家族像や未来世代のケアという子ども家庭福祉の観点からHuman well-beingを考察する必要も生じてきた。2018年、年間出生児数が100万人を切るわが国において今後、生殖補助医療(=Assisted reproductive technology;ART)で生まれてくる児はマジョリティ・コミュニティを形成していくことになるだろう日は近い。

このような近未来を予想し、本研究では「生殖医療により生まれる物語をもつ者」と「従前の生まれのもとにある者」とが、「出自」について自由に語ることができ、共存・共栄していけるような、ソーシャル・インクルージョンやソーシャル・コヘージョンの成り立つ福祉社会のグランド・デザインの明示を意図している。

2. 研究の視点と方法

「出自を知る権利」の擁護は、国際ソーシャルワーカー連盟のポリシーペーパーやニュージーランド(以下「NZ」と略す。)の法・施策の状況からソーシャルワークの課題であることが明らかにされている。わが国においても、ソーシャルワーカーの倫理綱領中に「出自」という概念は位置づけられている。「出自」とは「生まれ」に関わ

る個人的社会的概念である。「生まれ」に関わる苦悩とは何か、それを抱える者への支援のあり方は如何にあるべきなのか。そこには、異文化・マイノリティ・未来世代への合理的な配慮や社会資源の妥当な分配、社会正義としてのインクルージョンや共生に関わる福祉社会システムの構築に関連づけられる課題と知見が必要とされる。そして、ARTで生まれる者を含むすべての人びとをケアする福祉社会システムを構築するためには、「生まれ」に関わる苦悩を有する者を排除しない、社会的合意形成のための哲学・思想並びに理論が必要だ。

「脱」とは、辞書的に言えば「身につけていたものを取り去る・脱ぐ」を意味する。あるいは「脱＝ポスト」の理解のもと、「次へ」や「後」、「払拭する」など、「脱」に続く言葉を否定し、かつ放棄し、新たなパラダイムへの転換を意図して使われる。ここでいう「脱」とは、社会のパラダイムシフトを念頭において用いる。また「出自」とは、人の生まれに関わるLifeであり、文化であり、アイデンティティに関わる概念である。出自とは、Roots(ルーツ)あるいはOrigin(オリジン)＝起源あるいは根源を語源とする。つまり、「出自」社会とは、自らの生まれ(起源)を大切にする、あるいは関心を向ける社会という意味になる。

「生まれ」に関わる苦悩を有する者の問題が、国境を越える遺伝子売買、すなわち生殖ツーリズムという国際問題につながっているという社会情勢にヒントを得、「国境を越える『生まれ』に関わる苦悩を有する者」を排除しないインクルーシブな福祉社会並びにそれを維持するシステムをデザインしていくことを目指した。

一連の調査研究は、2008～2009年度科研費(課題番号：20830112)及び2011～2013年度科研費(課題番号：23530773)並びに2014～2016年度科研費(課題番号：26380790)により行った。

3. 倫理的配慮

本研究は、中部学院大学・中部学院大学短期大学部倫理委員会の審査を経て行った。

IV. 研究内容

1. 出版目次

はじめに

第1章 当事者の語り

- 1 「出自」を求める子どもたちの声
- 2 ニュージーランド在住Aさん
- 3 「不妊」を排除しない社会に－わが国における不妊当事者団体の声－

第2章 未来志向のママたち

- 1 「輝くママ」の循環システム…日本の場合
- 2 日本人ママたちによるプレイグループ…NZの場合
- 3 異文化社会における子育て－NZ在留邦人ママたちへのインタビュー調査より－

第3章 居場所を求めて－プラットフォーム－

- 1 「いじめ」当事者のインクルージョン
- 2 異なる「出自」の子どもも排除されないか
- 3 ニュージーランドの日本人と日本人会
- 4 エイジレスライフ－NZ在住邦人高齢者は今－
- 5 被災地邦人組織の新たな役割

第4章 日本は何を選択すべきなのか

- 1 生殖医療施策と福祉の視点
- 2 生殖医療福祉施策の日本とNZの比較
- 3 生殖医療に関する見解の変遷

第5章 脱「出自」社会とは

- 1 排除されずに居場所を求めるために～ソーシャル・インクルージョンの理解～
- 2 ニュージーランドからの示唆
- 3 生殖医療と脱「出自」社会

おわりに

2. 各章の概略

本書は5章から構成している。第1章では、新しい「生まれ」に関わるミクロな視点から、日本とNZに住む日本人の語りから、生殖医療を利用した「生まれ」に関わる当事者の声を分析している。第2章では、日本とNZの「子育て」に焦点をあて、排除や偏見の重層性とその特徴について議論している。そして第3章では、排除や偏見に晒される者、子どもから大人までを「当事者」として捉え、アイデンティティの安定に関する議論を行い、国境を越えた新天地で同胞組織を結成し、排除や偏見を克服しようとする人々のスピリッツと実践の報告から、国境を越えることで「出自」をより意識し、「出自」をアイデンティティとして再確認した人々の物語が抽出されている。続く第4章では、生殖医療に関する日本とNZの動向との比較を行い、わが国がめざすべき方向性を、生殖医療を利用し、かつそれにより生まれた、あるいは生まれる者を当事者と見立て、当事者の視点から、出自を知り、出自と共に生き、自らのアイデンティティを確立していく意味と意義について検討している。そして最後の第5章では、第1章から第4章までで得た知見を統合し、多様な文化をインクルーシブした社会であるNZ社会から、日本が、あるいは日本社会や日本人が学ぶべきことについて構造化し、問題提起している。

V. 研究の結果と考察

1. 研究の結果

生殖医療は「人の生命の誕生に関わる医療」であり、患者と医師の一对一の関係では完結させることができない。第三者を介する生殖補助医療において生まれてくる子どもの法的地位保全は重要な問題であり、慎重な議論を重ね、子の福祉を最優先するような法益が考えられなければならない。

わが国の高度生殖医療を取り巻く現状は、医療者と治療を受ける者との間でインフォームド・コンセントはカウンセラー等をも介して十分になされるようになってきているものの、生まれてくる子どもや高度生殖医療を利用する者の背後にいる当該親族や同年代の人々に対して、未だに十分に正確な情報が届いていないという、情報の偏りがあることに留意すべきである。こうした状況を打開するための要は、必要な時に必要な人に必要な情報を届けられるシステムの構築であり、その構築が身近なところでなされることが当事者の人権の擁護の要ともなる。それは当事者に対して行われるだけでなく、十分に正確な情報を享受できていない当事者の周辺にいる人々に対してもなされなければならない。この視点がないと、当事者と当事者の周辺にいる人々との乖離が生じ、排除を助長することになりかねないと考えられる。したがって、当事者団体のソーシャル・アクションの実態を踏まえ、当事者団体から市民へ、あるいは当事者性を有する者へのアカウンタビリティという役割が大切になる。

当事者の語りに適切に対応できるケアのあり方を説明していくための、社会環境整備についての知見—生殖ケア・ソーシャルワークという環境の整備とは、①当事者の権利を擁護する法とアクション並びにアクションを支援すること、②当事者の対話と橋渡しをするシステム、③「子どもを産み、育てる」をグローバルにインクルージョンする理念の確立、④当事者が希望を実現できる居場所の確保、が含まれる。

生殖は、当事者である女性並びに男性が主体的に参加し、治療行為に前向きであることが尊重されなければならない。女性が子どもを産みたくなるような、新しい社会がわが国で創造されることが必要である。それを踏まえて、上記のような環境整備を進めつつ、当事者の意向をさらに深く受け止めていくことも、主体形成と

その尊重には必要である。そう見てくると子育てには、特別な特権的配慮よりも、相互の安心感の醸成をサポートすることが求められていることが、NZにおける子育てから示唆されていることに気付く。子どもを「産みたい／育てたい」には違いがあることを念頭におきつつも、当事者を当事者グループや団体と結びつけ、サポートしていこうとすると、「相互安心」が欠かせないという語りからの示唆である。こうした結果は、権利に基づく不妊相談、喪失に対応するスピリチュアル・ケア、グローバルな価値判断に加え、妊娠期から子育て期に対応する安心感の醸成支援の必要性を導いた。

2. 考察

SWでサポートすべきは、生まれてくる子どもとそれを望む者、当事者性を有する者など、すべての者の権利擁護システムの構築である。擁護すべき「生まれ」に関わる苦悩を有する者は多様であり、世界中に存在し、時間軸を加味することで「生涯」を視野に入れたサポートが必要と

なる。

図1では、生涯にわたる共生が機能する脱「出自」社会のイメージを示した。この図の特徴は、出自を知り、自分らしく生きる権利や出自を共にする集団の中で生きる権利は、新たな人類の、不可欠な価値基盤として位置づけている。この価値基盤のもとに、すべての社会政策が構築され、それを監視する第三者機関がAとBタイプとして存在する。このA・Bタイプの着想は、NZにおけるACARTとECART、そしてワイタング審判所から得ている。人権の保障と権限の委譲は、SWにいうエンパワメントアプローチとそれが機能するための社会環境整備の方向性を示している。また、排除や偏見、差別は常に浮上したり、潜在化したりすることに留意し、包摂は常に強化され、プロセスが尊重され、循環していなければならないことを図示した。

NZは、NZという固有の社会事情に応じた独自の社会システムを構築してきた。その根幹にはマオリとパケハの歴史的背景があった。それ

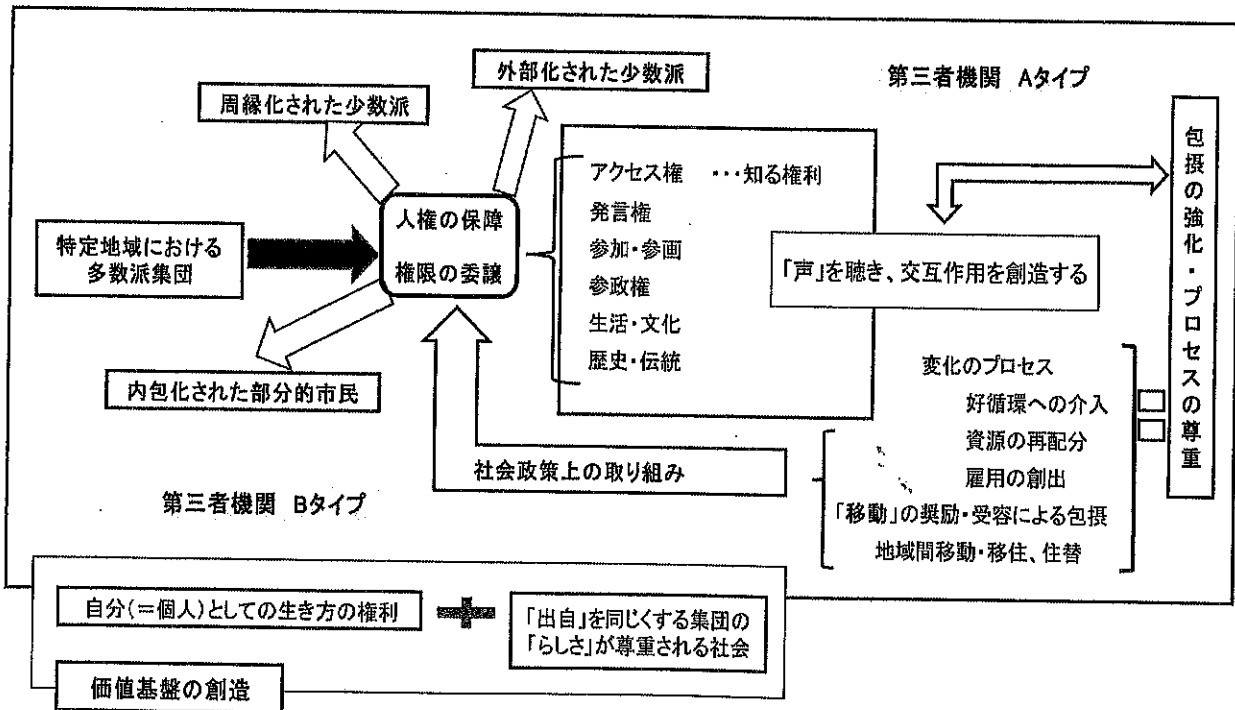


図1 脱「出自」社会で機能する共生システム

を人権教育の中軸に据えていた。そうした人権教育の成果が、現在の移民に恩恵をもたらしている。その教育は当事者の主体性が十分に発揮され、自己の幸福観を確立する方向で機能する。十分な情報と機会が準備され個々のライフを尊重し、必要に応じた支援が誰にでも受けられる。そのような社会システムの一端をNZ社会で発見した。その意味で生殖ケア・SW理論の射程は、「生まれから死まで」の人の生涯に向けられる。そして「生まれ」の意味するところは、「生殖」の領域に深く関わる。それは、人と人が出会い、人間関係をつくり、結ばれたり、苦悩したりするセンシティブな側面にも及ぶ。NZでの発見は、マオリとパケハなど「生まれ」によって区分されてきた人びとの権利を、歴史を踏まえて歴史を遡り、擁護することを政策上実現させたことである。時間を遡り、人権を擁護する中に「出自」もある。NZのように時間を遡り、人権を主張でき、権利が擁護される仕組みづくりが求められる。

図1で示したような新しい価値基盤に基づき、あらゆる人々に権限を委譲し、人権を保障する、常に循環的プロセスをたどるシステムを、わが国あるいは日本人は、受け入れることができるのであろうか。それを社会として人間として、受け入れ、社会的正義として容認できるのであれば、生殖に関するケアが機能する社会となり、もはや「出自」を特別視する必要がなくなるのではないだろうか。

3. 結論

本書では、高度生殖医療がグローバルに伸展していくことに着目し、グローバル・シンキング、ローカル・アクトという観点で研究を進めた。多くの先進国での取組みがある中で、NZを選じた理由は、高度生殖医療にSWが関わり、子どもの出自を知る権利とドナーや提供機関の責務について規定している法律を有していることで

あった。また、NZは、NZという固有の社会事情に応じた独自の社会システムを構築してきた。その根幹にはマオリとパケハの歴史的背景があった。マオリとパケハなど「生まれ」によって区分されてきた人びとの権利を、歴史を踏まえて歴史を遡り、擁護することを政策上実現させたことである。時間を遡り、人権を擁護する中に「出自」もある。NZのように時間を遡り、人権を主張でき、権利が擁護される仕組みづくりがわが国においても求められよう。

筆者が提唱する生殖ケア・SWは、権利に基づく不妊相談、喪失に対応するスピリチュアル・ケア、グローバルな価値判断に加え、妊娠期から子育て期に対応する安心感の醸成をも支援の対象とする。高度生殖医療を活用することを是とする前提として、異国での当事者のHuman well-beingの実現を視野におく必要がある。それは「不妊／不妊治療中／治療後」を通じた将来に関わり、当事者がどこを居場所と選ぶとも、当事者のライフマネジメント力を高めることを支援することでもある。「生まれてくることが幸せ」と思える社会とは、誰もが差別されたり、偏見を持たれたり、排除されたり、不公平な扱いをされない社会である。生まれてくる子どもや高度生殖医療を利用する者、さらには親族や同年代の人々に対しても、十分に確かな情報が届くという配慮や状況も含まれる。必要な時に必要な人に必要な情報を届けられる社会システムが構築され、容易に情報が得られる情報のユニバーサル化が必要である。それによって、当事者の人権は擁護される。

4. 今後の課題

出自を知り、アイデンティティを確立することは、国連子どもの権利条約で認められた子どもたちの権利である。そうした子どもの権利を擁護するSWは、国際子どもSWの課題の一つへの対応である。

グローバル化したわが国においては、教育現場の一端を担うスクールソーシャルワーカーが、こうした出自の異なる子ども達のアイデンティティに配慮した、その望ましい確立をもサポートしていく実践力が必要とされている。この点については、十分に言及できておらず、海外教育施設へのスクールSWの導入やそれに関する可能性の追求として今後の課題としておきたい。

参考文献

- 1) 福原宏幸編著『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社、2007年
- 2) 一般社団法人日本生殖医学会編『生殖医療の必須知識』杏林舎、2014年
- 3) 岩崎晋也・岩間伸之・原田正樹編『社会福祉研究のフロンティア』有斐閣、2015年
- 4) 内藤直樹・山北輝裕編『社会的包摂／排除の人類学 開発・難民・福祉』昭和堂、2014年